



長野県におけるモモ病害虫防除暦作成の考え方

長野県果樹試験場 こん 近 どう 藤 けん 賢 いち 一

はじめに

長野県における果樹病害虫防除暦の歴史は古く、大正9年、リンゴで問題となる病害虫の種類と時期別防除法を「暦形式」でまとめた「へい果（りんご）病害虫予防駆除法」が始まりとされている。昭和33年には冊子として編纂され広く配布されるようになり、昭和52年には現在の名称である「農作物病害虫・雑草防除基準」（以下、防除基準）となっている。

本県の防除基準は「総合防除の考え方を基本として、本県農作物の安定生産及び農薬の適正使用に資する効果的な病害虫防除方法の基準」として作成しており、県内それぞれの地域性に基づいた病害虫防除暦の資料として活用されている。掲載する農薬は、登録農薬の中から、対象病害虫に対する効果、薬剤抵抗性病害虫の発生状況、作物および本県の主要品種に対する薬害、人畜、蚕、魚類およびその他の動植物への影響等を考慮し、県農業関係試験場等で試験を行い、「普及に移す農業技術」とした農薬を原則としている。また、各品目とも県内で基幹的に栽培されている品種を想定して作成している。

令和6年版の防除基準果樹の項では、リンゴ、ナシ、ブドウ、モモ等の主要品目に加え、ネクタリン、あんず、日本すもも・プルーン、くるみ、マルメロ等17品目に対する防除基準を掲載している。

本稿では、本県での防除基準作成の考え方を、モモの防除基準を例として紹介させていただく。なお、長野県病害虫防除所ホームページ (<https://www.pref.nagano.lg.jp/bojo/nouyaku/bojokijun/index.html>) では防除基準全編を公開している。誌面の都合上、掲載するモモ防除基準は要所を抜粋して掲載している。ホームページで全編をご覧いただき、本稿をお読みいただければ幸いである。

I 本県における防除基準作成の考え方

現在、防除基準における果樹の項は、原則、【掲載農薬一覧】、【本編】、【別表】の3部で構成している。はじめに各パートの概要を紹介する。

1 掲載農薬一覧表

防除基準各品目の冒頭のパートで、当該品目で掲載している農薬について、RACコード、農薬の使用基準の一部（使用方法、使用時期、使用回数等）等を一覧表として掲載している（表-1）。

2 本編

防除基準の本体となるパートで、果樹の主要品目では「暦式」としている（表-2）。「時期」（表-2、A欄）ごとに、本県で発生する病害虫を発生病害虫として列挙し（表-2、C欄）、当該時期が重要防除時期にあたる病害虫を防除重要病害虫として太字で表記している。このうち、県下広域で発生している、被害が大きい等の病害虫に対する防除薬剤を基幹防除剤として、「散布薬剤と薬量及び、散布量」欄（表-2、B欄）に記載している。「注意事項」欄（表-2、D欄）には、基幹防除剤の代替剤、基幹防除剤では対応できない病害虫に対する防除法、農薬選択のポイント、掲載農薬における使用上の留意点や薬害情報、蚕および魚類に対する影響等を掲載している。また「総合防除」の観点に立ち耕種的、物理的防除法も記載しており、特に重要な耕種の防除法等については、【本編】の「時期」欄から「注意事項」欄を一つの欄としてまとめ、具体的な防除法を記載している（表-2、☆部）。

3 別表

【本編】に続いて、防除基準に掲載する農薬の適用病害虫に対する使用方法と効果を、殺菌剤、殺虫剤別に一覧表で示している（表-3）。具体的には、掲載農薬の使用基準の一部（使用回数、使用時期）および掲載の希釈倍数での対象病害虫に対する効果を記載している。また記載は、RACコードに従い農薬の作用機構別としている。さらに薬剤抵抗性対策に関する事項、安全使用上の注意事項、効果・薬害等の注意事項等も掲載している。